

## 女子差別撤廃条約

### 第7回及び第8回日本政府報告代表団長 冒頭ステートメント（仮訳）

女子差別撤廃委員会委員の皆様、

本日、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の第7回及び第8回日本政府報告に対する審査に際し、日本政府代表団を代表し、世界中の女性に対する差別の撤廃のため、日々精力的に活動されている女子差別撤廃委員会の活動に敬意を表します。

また、女子差別撤廃委員会では林陽子委員が委員長として活躍しており、我が国としても同委員が委員会の活動に貢献していることを誇りに思っております。我が国として、女性に対する差別の撤廃及び男女共同参画の実現に向けて、今後も委員会と協力していきたいと考えています。

1985年の批准から30年間、我が国は、女子差別撤廃条約を一つの重要な拠り所として、雇用、教育、女性に対する暴力の根絶その他様々な分野において、女性に対する差別の撤廃と、男女共同参画の実現のための取組を推進して参りました。近年では、国連総会演説で安倍総理が「すべての女性が輝く社会」の実現を表明したとおり、国内においても、そして国際社会においても、積極的に男女共同参画及び女性の活躍を推進する取組を更に強化しています。

この機会に、本条約に関連する我が国の具体的な取組についていくつか説明申し上げます。

#### 【男女共同参画社会基本法】

まずは、我が国の男女共同参画行政の基礎についてご説明します。我が国の男女共同参画行政は、1999年に制定された男女共同参画社会基本法にのっとり行われています。

同法では、男女共同参画を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。

また、同法では、男女共同参画社会の形成の基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしています。その基本理念のひとつは、「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」です。なお、ここでいう「差別的取扱い」とは、その行為の受け手に着目しているものであり、差別の意図の有無を問うものではありません。

さらに、同法は「社会における制度又は慣行についての配慮」をも基本理念としています。「社会における制度又は慣行」は、性別による固定的な役割分担等を反映して、結果として男女の社会における活動の選択に対して偏った影響を及ぼす可能性があります。こうした懸念に鑑み、同法は、「男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」旨を定めています。

そして、同法は国に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、実施する責務を定めておりますが、その施策には、積極的改善措置が含まれることを明示しています。

今後も、我が国は同法にのっとり、女性が差別を受けることのない権利及び平等を享受する権利を尊重・保護・充足する義務を果たしていく所存です。

#### 【第4次基本計画】

ここで最新の取組として、昨年末に新たに策定した第4次男女共同参画計画について、皆様にご報告します。

男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための施策の基本的方向や具体的な取組を定めるもので、昨年12月に第4次計画を閣議で決定しました。

なお、本計画策定に当たっては、市民社会との対話を重視しました。

各界各層の有識者に精力的に御議論いただいたほか、3,616件のパブリックコメントや全国6か所において881名の方にご参加いただいた公聴会などにより広く国民の声を反映させて、取りまとめました。

#### ○計画の概要

本計画では、1つ目に、女性が活躍する上では、多様で柔軟な働き方が選択できるかどうかの鍵であることから、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方などを前提とする労働慣行等を変革すること、2つ目に、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性採用・登用の推進や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めること、3つ目に、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等により女性が安心して暮らせる環境を整備すること、4つ目に、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化することなどを強調しています。

計画を効果的に推進していくため、71の成果目標を掲げており、内閣官房長官を議長とし関係閣僚と有識者からなる男女共同参画会議で実効性あるフォローアップを行ってまいります。

## ○女性の参画拡大

安倍内閣では、2012年12月の発足以来、「女性活躍」を政府の最重要課題として位置付け、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）等について様々な取組を進めてきています。成果目標の中でも、特に大きな位置づけを占めているのが、女性の参画拡大目標です。第3次基本計画と同様、第4次基本計画そのものが、ゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションとして機能します。その結果、近年、国、地方公共団体、民間企業の管理職等に占める女性の割合の伸びは、いずれも高まり、女性の就業率も上昇するなど社会全体で女性の活躍の動きが拡大しています。

こうした社会全体での動きをさらに加速させるべく、第4次基本計画においては、あらゆる分野における女性の参画拡大に向け、分野ごとにあらゆる努力を行えば達成し得る高い水準の目標を設定するとともに、それに加え将来指導的地位へ成長していく人材プールに関する目標を設定いたしました。これは、女性の登用を進めるうえで、今後5年間に最も注力すべきことは、女性に対する研修を拡充し、職務の経験を積む機会を提供し、着実に人材層を厚くしていくことだという考えに基づくものです。

## ○労働慣行の変革

そして、長時間労働や転勤が当然とされている労働慣行を変革することも大きな柱としています。

企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達においてワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みを導入するべく、検討を進めています。

また、父・母ともに6か月までは手取り8割の収入が確保される育児休業給付制度の実施などにより、男性の育児・家事労働を促します。さらには、2013年からの5年間で50万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童解消をめざします。また、1つ目に介護離職の防止のため介護休業の分割取得や所定外労働の免除、2つ目に妊娠・出産、育児休業等を理由とし、就業環境を害されることのないよう企業におけるマタニティ・ハラスメント防止に向けた事業主の取組強化策、3つ目に有期契約労働者も育児休業を取得しやすくする仕組みの3項目を盛り込んだ法律案を今国会に提出しました。一日も早い成立が期待されています。その他、自営業等の女性が安心して妊娠・出産できるよう、国民年金【第1号被保険者】の産前産後期間の保険料負担免除に向けた制度の見直しを予定しています。こうした取組により、働きながら安心して育児や介護ができる環境を提供します。

## 【女性活躍推進法】

議長、ポジティブ・アクションに関しても、昨年大きな進展がありました。

働く場面における女性の活躍を更に進めるため、昨年8月に女性活躍推進法が成立し、今年の4月から完全施行します。

もちろん、これまでも雇用における男女差別は禁止されており、各企業の自主的なポジティブ・アクションは行われていましたが、この法律で、国・地方公共団体、大企業に、女性の採用・登用の状況等を自ら把握・分析すること、また、数値目標を掲げた行動計画を策定し、情報を公表することを義務付けており、これまでになく踏み込んだポジティブ・アクションの仕組みとなっています。各企業において、男女別の勤続年数や管理職比率などを把握し、取組を行うことが、女性管理職の増加、その結果として男女間賃金格差の解消にもつながると考えています。

この法律を実効あるものとするため、全国各地で法律の説明会を開催し、パンフレットも配布しています。また各企業の女性活躍の実態がわかるサイトを構築し、各方面から評価を受ける仕組みとする予定です。

我が国におけるポジティブ・アクションは新たな段階に入ったと言えます。こうした取組を着実に進めることにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現できるよう、引き続き全力で取り組んでいきたいと思っております。

## 【重点方針】

議長、女性活躍の取組の推進のためには、予算のプロセスに男女共同参画の視点を導入することが効果的です。

このため、昨年初めて、「女性活躍加速のための重点方針」を策定しました。本方針は、今後政府が重点的に取り組むべきと考えられる施策を6月までに取りまとめ、8月末の各府省庁の予算要求等に反映させることを目的としています。本方針を踏まえた予算編成が行われることにより、政府の女性活躍推進施策は人員的にも予算的にも、より充実が図られることとなり、女性活躍推進が加速することが期待できます。今年度の「女性活躍加速のための重点方針2015」は、各分野における政策・方針決定過程への女性参画拡大のほか、女性に対するあらゆるハラスメントの根絶、ひとり親家庭など困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細やかな支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶など、女性活躍のための基盤となる施策を多く盛り込んでいます。

## 【国際面での進展】

また、これらの国内施策に加え、日本政府は、女性に対する人権侵害のない世界にするため、国際的な貢献においても様々な取り組みを行っています。女性のための代表的な国連機関であるUN Womenへの拠出は5年前から比べると昨年は円ベースで75倍増です。

第68回国連総会で、我が国は「女性が輝く社会」の実現のために2015年までの3年間で30億ドルを超すODAを実施すると表明し、着実に実施してきました。2015年2月には、日本のODAの理念等を示す政策文書であるODA大綱を12年ぶりに見直し、女性参画の促進を原則の一つに掲げた開発協力大綱を策定しました。

本年のG7議長国としてジェンダーの主流化を打ち出しつつ、5月の伊勢志摩サミットで教育をはじめとするエンパワーメントに光をあてる予定です。

また、日本は20年以上前に、アフリカの開発について取り上げるTICADを立ち上げ、今年は6回目となるTICADが初めてアフリカで開催されます。TICAD VIでは、アフリカが進めるアジェンダ2063を後押しし、保健システムの再構築や、包括的な教育・女性のエンパワーメントなどの社会開発にも取り組んでいきます。

さらに、日本政府は、世界で女性が輝く社会を実現するため、2014年から2回続けて「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)」を開催し、昨年は42か国、8国際機関から女性分野等で活躍する145名のリーダーたちが参加しました。WAW!では、「女性と経済」と「グローバルな課題」の二大テーマの下、女性を巡る様々な課題について包括的に議論し、参加者からの提案やアイデアは、成果文書「WAW! To Do 2015」に取りまとめ、国連文書としても発出しました。

女性と平和・安全保障を関連づけた初の安保理決議第1325号の履行のため、我が国も昨年9月に「行動計画」を策定しました。我が国はこれまでも紛争下の女性の参画・保護に積極的に取り組んできましたが、「行動計画」の策定・実施により、引き続き、女性に対する人権侵害のない世界とするため、そして女性が輝く社会の実現のため国際社会をリードしていきます。

## 【総理の10×10×10への選出】

議長、こうした取組の成功に欠かせないものは、男性のコミットメントです。

UN WomenがHe for Sheキャンペーンにおいて、「女性活躍をトップダウンで推進する10人の男性首脳のみひとり」に、安倍総理を選出したように、我が国では総理が先頭に立って女性活躍を進めています。担当の大臣に、男性を任命したのもこの現れです。一昨年6月には、日本の名だたる企業の男性トップが、

女性の活躍を応援する「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会 行動宣言」を発表しました。我が国政府は、積極的に育児する男性を意味する「IKUMEN」、そして部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績においても結果を出すことができる上司を意味する「IKUBOSS」を増やす取り組みを進め、今後も女性も男性も全ての人にとって暮らしやすい社会の実現を目指してまいります。

### 【慰安婦問題】

長年にわたり、日韓両国間の懸案事項であった慰安婦問題に関しては、昨年12月28日に日韓外相会談が行われ、本問題は両国の間で「最終的かつ不可逆的」に解決されることが確認されました。現在、両国それぞれが、合意の内容を誠実に実行に移すべく取り組んでいるところです。

日本政府としては、20世紀において、戦時下、多くの女性達の尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻み続け、21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく考えです。

本件については、一言付け加えさせていただきます。そもそも、女子差別撤廃条約は、日本が同条約を締結（1985年）する以前に生じた問題に対し遡って適用されないため、慰安婦問題を同条約の実施状況の報告において取り上げることは適切ではないというのが、日本政府の基本的な考え方です。

### 【批准30周年】

女子差別撤廃委員会委員の皆様、

冒頭で述べたとおり、昨年、我が国は女子差別撤廃条約批准30周年を迎えました。この機会に、女子差別撤廃条約への国民の理解を深めるために、内閣府では、ハイダー委員及び林陽子委員長をお招きしたシンポジウムを開催し、多数の市民の参加を得ました。

我が国政府は、今後とも、男女共同参画及び女性の活躍の推進に向け、たゆまぬ努力を行っていく所存です。また、女子差別撤廃条約に関する本日の重要な審査において、我が国政府代表団は、委員の皆様の関心事項に対し、誠意を持って回答を行う用意があります。本日、有意義な対話が行われることを希望致します。

有り難うございました。

以上